

## 島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金実施要領

### (目的)

1. この要領は、島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第16条に基づき、島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

2. この要領で使用する用語は、特に定めがない限り、交付要綱において使用する用語の例による。

### (補助金交付の対象)

3. 補助金の交付の対象は、交付要綱第2条に定めるとおりであるが、太陽光発電システム及びその他の補助対象設備のそれぞれの補助対象設備についてこの補助金の交付を受けようとする者であること(太陽光発電システムのみ補助金の交付を受けるというような一方のみの場合は補助対象外)。

### (補助対象設備及び補助金の額)

4. 補助対象設備及び補助金の額は、交付要綱第3条の別表に定めるもので、それぞれの要件に適合するものであること。なお、太陽光発電システムに係るモニターについては、モニターを設置しなければ当該システムが正常に動作しないものに限り補助対象とするものとする。

補助金の額の上限は、太陽光発電システム及びその他の補助対象設備の補助金の額を合わせて15万円としているが、国の「地域グリーンニューディール基金交付要綱」及び「地域グリーンニューディール基金事業実施要領」に基づき、他の補助金や寄付金、その他収入金がある場合は補助対象経費からそれらの金額を控除した額(以下「他の補助金等控除後補助対象経費」という。)の3分の1以内とされているため、この額が15万円未満であった場合の補助金の額の上限は、他の補助金等控除後補助対象経費の3分の1以内とする。

### (工事着工日等)

5. 住宅への太陽光発電システム等の設置に係る工事着工日(以下、「工事着工日」という。)又は太陽光発電システム等を設置された建売住宅の購入における引渡し日(以下、「引き渡し日」という。)は、平成22年4月1日以降で、かつ、原則として交付要綱第5条に

定める交付決定通知書に記載された通知年月日（以下、「交付決定日」という。）以降であること。

（手続代行者）

6．手続代行者については、次のとおりとする。

- （1）補助金交付申請を行う者は、第4条の補助金交付申請書、第6条第1項の補助金変更交付申請書、第6条第2項の補助金中止承認申請書、第7条の実績報告書について、補助対象設備を販売する者（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続きの代行を依頼することができる。
- （2）手続代行者となり得る者が複数いるときは、そのうちの一人を手続代行者とするものとする。
- （3）手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。また本手続きの代行を通じ申請者及び補助事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- （4）県は、手続代行者が（1）に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができるものとする。

（申請の受付）

7．申請の受付は平成22年4月1日（木）から開始し、予算の範囲内において先着順とする。（申請が予算の範囲を超えた場合には、超えた日をもって受付を終了することとし、予算の範囲を超えた日の申請書については、抽選により当日の申請資格者を決定する。）

（申請の資格）

8．申請の資格を有する者は、補助対象設備を設置しようとする者であって、電灯契約をしておりかつ以下の要件を満たしている者とする。なお、自己の所有によらない住宅に補助対象設備を設置することを目的に申請する場合には、当該住宅の所有者の承諾書（参考様式1）を申請書に添付すること。

- （1）申請受付開始日以降（平成22年4月1日）に補助金交付申請書を提出できる者。
- （2）既存住宅への補助対象設備の設置及び新築住宅への設置については、平成23年3月20日（日）までに工事を完了（太陽光発電システムについては、同日までに中国電力

株式会社と電力需給を開始すること。)できる者であること。また、建売の場合は、平成23年3月20日(日)までに引渡を受けられる(太陽光発電システムについては、同日までに中国電力株式会社と電力需給を開始すること。)者であること。なお、期日までに工事の完了又は、建物の引渡を受けることが困難な場合は、知事の承認を受けること。

(書類の提出)

9. 交付要綱により知事に提出する書類の部数は各2部(うち1部は写しで可)とし、書類は島根県が公募により決定する受付等業務を行う窓口団体(以下「受付窓口団体」という。)へ提出するものとする。

(申請の方法)

10. 申請者は、次の手続きに従って申請するものとする。

- (1) 申請者は、交付要綱の様式第1号の補助金交付申請書に以下に記す必要書類を添付して、受付窓口団体に提出すること。

工事請負契約書の写し

1) 一般用の場合

申請書に添付する工事請負契約書の写しは、工事着工予定日及び工事完了予定日が明記されているものとする。なお、工事請負契約書に次の事項が明記されていない場合や、工事請負契約書に記載された内容から変更のある場合には、別途内訳書(参考様式2)を作成し添付すること。

ア 補助対象設備に限定した工事着工予定日並びに工事完了予定日

イ 太陽光発電システムについての補助対象経費金額

ウ その他の設備についての補助対象経費金額

2) 建売用の場合

申請書に添付する売買契約書の写しは、建売住宅引渡し予定日が明記されているものとする。なお、売買契約書に次の事項が明記されていない場合や、売買契約書に記載された内容から変更のある場合には、別途内訳書(参考様式2)を作成し添付すること。

ア 建売住宅引渡し予定日

イ 太陽光発電システムについての補助対象経費金額

ウ その他の設備についての補助対象経費金額

3) 自己で設置工事等を行う場合

請負事業者に依らないで、自己で補助対象設備の設置工事等を行う場合は、工事等に係る申立書（参考様式3）を提出すること。

導入予定の補助対象設備の仕様等がわかるカタログ等（太陽光発電システム以外の設備）

県税の滞納がないことを証明する書類（発行後3か月以内の原本）

承諾書（自己の所有でない住宅に設置する場合）

建物の所有を証明する登記簿謄本（発行後3か月以内の原本）

別荘等、自己の居住する建物以外に補助対象設備を設置する場合に添付すること。

口座振替申出書（補助金の振込先金融機関名、口座番号、口座名義等）

金融機関名や口座番号、口座名義人がわかる通帳の写しを添付すること。

（2）他の補助金を受けている場合（申請している場合）や寄付金など他に収入金がある場合は、その内容と金額を記載すること。

- ・国（J-PEC）の補助金
- ・市町村の補助金
- ・寄付金
- ・住宅ローン減税の適用を受け、当該補助対象設備に係る減税相当額がある場合。
- ・その他収入金等

（3）申請は、申請者本人又は手続代行者が、補助金交付申請書及び（1）に定める添付書類を受付窓口団体に郵送するか、持ち込みにより行うこと。

（4）補助金交付申請書に記載された内容が交付要綱に記載する補助対象設備の要件に適合するものと認めた場合は、補助金交付申請書を受理し、交付要綱第5条の規定に基づき申請者に対して、県指令番号（交付決定番号）、交付決定額、及び交付決定日を通知する。

なお、この「通知」はあくまでも補助金交付の予定であって、交付要綱第7条に定める実績報告書を適正に提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備するものとする。

また、実績報告書提出前に交付要綱及びこの実施要領に違反したときは、交付決定の権利は失効するものとする。

（5）補助金交付申請書の内容が交付要綱及びこの実施要領に定める要件に適合していないと認めるときは、補助金交付申請書を受理せずその旨を申請者に通知する。

（6）補助事業者は、交付決定通知書に記載された交付決定日以降に、一般用の場合は工事を着工し、建売用の場合は建物の引き渡しを受けること。

（7）変更交付承認申請に際し、変更交付決定通知書に記載された通知年月日より前に工事を着工する必要がある場合は、知事の指示を受けること。

(実績報告書の提出)

11. 補助事業者は、次のとおり実績報告書を提出するものとする。

(1) 工事完了日から起算して30日を経過した日又は平成23年3月30日(水)のいずれか早い日までに様式第4号により実績報告書に次の書類を添付して受付窓口団体に提出すること。なお、やむを得ない理由等により工事完了日から起算して30日を超え平成23年3月30日(水)までに提出する場合は、実績報告書遅延届(参考様式5)を提出すること。また、平成23年3月30日(水)の提出が困難な場合は、知事の承認を受けること。

補助事業者本人の住民票(発行後3か月以内の原本)

補助対象設備の設置状態を示す写真

- ・太陽電池についてはモジュール全ての枚数が確認できるものを示す写真及び設備が設置された住宅全体のカラー写真。全ての枚数が確認できない場合は、設備配置図を添付すること。
- ・その他の設備については、器具等が確実に設置されていることが確認できるカラー写真(近景、遠景の2種類)
- ・用紙の大きさは、デジタルカメラの写真の場合はA4サイズにカラー印刷し、紙焼写真の場合はA4サイズに貼り付けること。

補助対象設備の設置に係る領収書の写し(補助事業者個人が、補助対象経費を支払っていることが証明できること)。なお、領収書の内容が補助対象外のものを合わせた全体のものしか取得出来ない場合は、領収書内訳書(参考様式6)を添付すること。

電力会社との電力受給契約の内容がわかる書類(電力会社の発行する「太陽光発電からの余剰電力受給契約のご案内」など、契約を証明する書類の写し。ただし、連系開始(予定)日は原則として工事着工日(建売の場合は建物引渡し日)以降であること。)

建築確認済証の写し(建売の場合)

太陽光発電付き建売住宅が確認できる立面図(建売の場合)

導入予定の補助対象設備が未使用品であること(中古品でないこと)を証する、メーカーまたは販売店の証明書(参考様式4)

ここで言う販売店とは、仕入先販売店など原則として工事施工業者とは異なるものとする。

(2) CO<sub>2</sub>排出削減量を次の方法で算出し、記載すること。

CO2 排出削減量	太陽光発電	次の計算式により CO2 排出削減量を求める。(小数点2桁未満切捨て) 前提条件 ・公称出力 1 kW あたりの発電量を 1,027kWh とする。 ・発電量 1kWh あたりの CO2 排出係数を 0.555kg-CO2 とする。	$\text{kW} \times 1,027\text{kWh} \times 0.555\text{kg-CO}_2 =$	. kg-CO2
	太陽熱温水器	次の計算式により CO2 排出削減量を求める。(小数点2桁未満切捨て) 前提条件 ・1台(3㎡)あたりの年間灯油節約量を 220L とする。(1台3㎡でないものは台数按分する) ・灯油 1L あたりの発熱量を 36.7MJ、炭素排出係数を 0.0185kg-C/MJ とする。	$\text{台} \times 220\text{L} \times 36.7\text{MJ} \times 0.0185\text{kg-C} \times 44 \div 12 =$	. kg-CO2
	ペレットストーブ	次の計算式により CO2 排出削減量を求める。(小数点2桁未満切捨て) 前提条件 ・木質ペレット 1kg あたりの発熱量を 17.2MJ とする。 ・ペレットストーブ 1台あたりの木質ペレットの年間使用量を 1,000kg とする。 ・炭素排出係数を 0.0189kg-C/MJ とする。	$\text{台} \times 1,000\text{kg} \times 17.2\text{MJ} \times 0.0189\text{kg-C} \times 44 \div 12 =$	. kg-CO2
	薪ストーブ	次の計算式により CO2 排出削減量を求める。(小数点2桁未満切捨て) 前提条件 ・薪 1kg(含水率 50%)あたりの発熱量を 12MJ とする。 ・薪ストーブ 1台あたりの薪の年間使用量を 1,000kg とする。 ・炭素排出係数 0.0189kg-C/MJ とする。	$\text{台} \times 1,000\text{kg} \times 12.0\text{MJ} \times 0.0189\text{kg-C} \times 44 \div 12 =$	. kg-CO2
	LED 照明機器	次の計算式により CO2 排出削減量を求める。(小数点2桁未満切捨て) 前提条件 ・白熱灯照明機器(又は蛍光灯照明機器)と LED 照明機器との消費電力の差により CO2 排出削減量を求める。 ・消費電力 1kWh あたりの CO2 排出係数を 0.555kg-CO2 とする。 機器の種類が複数ある場合は、下記計算を別々に行って合計する。 新設の場合は、当該 LED 照明機器と同等の明るさを持つ白熱灯照明機器(又は蛍光灯照明機器)との消費電力の差により CO2 排出削減量を求める。	$(\text{Wh} - \text{Wh}) \times \text{台} \div 1,000 \times 0.555\text{kg-CO}_2 =$	. kg-CO2
	合計( + )			. kg-CO2

(補助金交付額の決定)

12. 県が、実績報告書を受理したときは、その対象設備が要件に適合することにつき審査を行い、必要に応じて現地調査を行うものとし、適合すると認めるときは、補助金交付額を確定し、補助事業者に対し書面にて通知する。

(処分の承認)

13. 補助事業者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金交付

の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するとき  
は、交付要綱第11条の規定により様式第6号により財産処分承認申請書を知事に提出し、  
その処分の承認を得なければならない。

附則

この要領は、平成21年11月17日から施行する。

附則

この要領は、平成21年11月25日から施行する。

附則

この要領は、平成21年12月 1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 2 平成21年度に鳥根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金交付要綱に基づき交  
付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成22年8月17日から施行する。

(参考様式1)

# 承 諾 書

平成 年 月 日

島 根 県 知 事 様

(承諾者)

住 所

氏 名

印

電話番号

今般、島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金において補助対象設備の設置を予定している建築物は、私(当社など)の所有に係るものでありますが、当該建築物に以下の申請者が補助対象設備を設置することを承諾し、申請者に対して法定耐用年数内における善良な管理義務履行を条件として、当該設備の設置を承諾します。

記

設置場所住所	
設置予定の建築物の形態	(例：一戸建住宅)
申請者の住所	
申請者の氏名	
申請者との関係	

(参考様式2)

平成 年 月 日

島根県知事様

## 太陽光発電システム等に関する工事内訳書

\_\_\_\_\_ 邸 工事における工事請負内容は、 年 月 日付、契約  
の契約書に定めるとおりですが、太陽光発電システム等に関する内訳に  
ついては次のとおりです。

### 記

#### 1. 太陽光発電システム

##### (1) 工事請負金額

太陽電池モジュール	円
付属機器	円
設置工事に係る費用	円
消費税及び地方消費税	円
合 計	円

##### (2) 工事期間等

工事着工予定日(一般の場合)	平成	年	月	日
工事完了予定日(一般の場合)	平成	年	月	日
引き渡し予定日(建売の場合)	平成	年	月	日

#### 2. その他の設備(種類: \_\_\_\_\_)

##### (1) 工事請負金額

機器本体	円
付属機器	円
設置工事に係る費用	円
消費税及び地方消費税	円
合 計	円

##### (2) 工事期間等

工事着工予定日(一般の場合)	平成	年	月	日
工事完了予定日(一般の場合)	平成	年	月	日
引き渡し予定日(建売の場合)	平成	年	月	日

上記の内容に相違ないことを証明いたします。

(工事請負事業者名)

住 所  
商号又は名称  
氏 名

印

(参考様式3)

平成 年 月 日

島根県知事様

## 工事等に係る申立書

下記設備の設置工事等については、請負事業者に依らず私自身で工事等を行います。

記

### 1. 太陽光発電システム

#### (1) 工事金額

太陽電池モジュール	円
付属機器	円
設置工事に係る費用	円
消費税及び地方消費税	円
<hr/>	
合計	円

#### (2) 工事期間等

工事着工予定日 平成 年 月 日  
工事完了予定日 平成 年 月 日

### 2. その他の設備(種類: )

#### (1) 工事金額

機器本体	円
付属機器	円
設置工事に係る費用	円
消費税及び地方消費税	円
<hr/>	
合計	円

#### (2) 工事期間等

工事着工予定日 平成 年 月 日  
工事完了予定日 平成 年 月 日

上記のとおり申し立てます。

(申請者)

住 所

氏 名

印

(参考様式4)

平成 年 月 日

島根県知事様

## 未使用品であること(中古品でないこと)の証明書

平成 年 月 日付け指令土資第 号で交付決定通知のあった島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金について、下記補助事業者が設置した補助対象設備は、未使用品であること(中古品でないこと)を証明します。

### 記

#### 1. 補助事業者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

#### 2. 補助対象設備

(1) 太陽光発電システム

(2) その他の設備(種類: \_\_\_\_\_)

(メーカー又は販売店名)

住 所

商号又は名称

氏 名

印

(参考様式5)

平成 年 月 日

島根県知事様

(補助事業者)

〒 -

住所

氏名

印

電話番号

島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金実績報告書遅延届

島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金実績報告書について、下記の理由により提出が遅延しますので届出いたします。

記

1. 交付決定日	平成 年 月 日
2. 交付決定番号	指令土資第 号
3. 工事着工日	平成 年 月 日
4. 工事完了日	平成 年 月 日
5. 実績報告書提出期限	平成 年 月 日
6. 遅延理由	
7. 今後の対応 (いつ頃提出できるのか)	

(参考様式6)

平成 年 月 日

島根県知事様

## 太陽光発電システム等に関する領収書内訳書

\_\_\_\_\_ 邸における工事の領収書は、 年 月 日付けの領収書（領収書 \_\_\_\_\_）のとおりですが、その中に含まれる太陽光発電システム等に関する領収内容については、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 太陽光発電システム

##### (1) 工事請負金額

太陽電池モジュール	円
付属機器	円
設置工事に係る費用	円
消費税及び地方消費税	円
合 計	円

#### 2. その他の設備（種類： \_\_\_\_\_）

##### (1) 工事請負金額

機器本体	円
付属機器	円
設置工事に係る費用	円
消費税及び地方消費税	円
合 計	円

上記の内容に相違ないことを証明いたします。

（工事請負事業者名）

住 所  
商号又は名称  
氏 名

印